

たばこ税[未納税・特定用途免税]引取課税物件移入届出書の記載要領等

この届出書は、製造たばこの未納税・免税引取承認を受けた者が、承認に係る課税物件を引取先又は使用場所に引き取った場合に、引き取られた場所の所在地の所轄税務署長に提出するものです。

【記載要領】

- 1 この届出書を提出する際には、税関長への申請方法により以下の書類を添付してください。
 - 書面による場合 税関長の交付した未納税・特定用途免税引取承認書
 - N A C C Sによる場合 未納税・特定用途免税引取承認書及び税関長の交付した承認通知情報
税務署長が移入の事実を確認した場合に「〇〇税未納税・特定用途免税移入証明書」を交付します。
- 2 この届出書は、未納税〔特定用途免税〕引取承認書に記載された内容により、各該当欄に記載します。
- 3 「〃」や「同上」は記載しないでください。
また、「税務署整理欄」は、記載しないでください。
- 4 申請・届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。